

「さいたま市水道事業長期構想」の策定経過

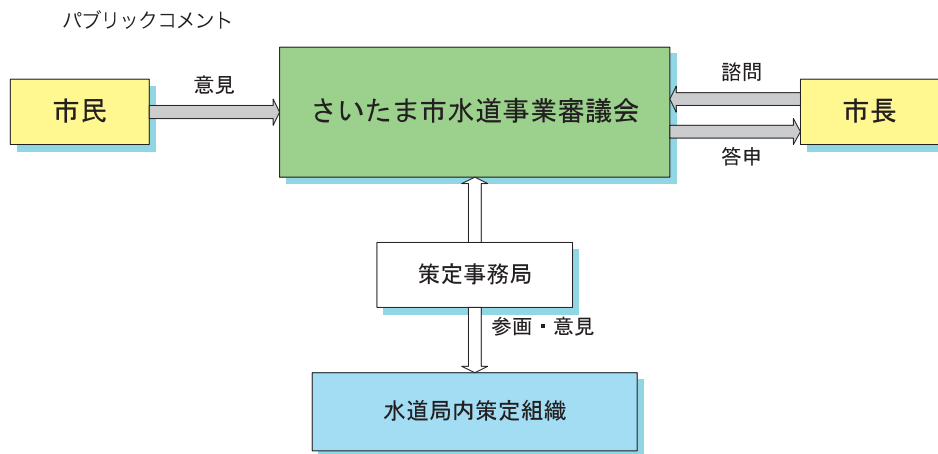
- 1 策定体制
- 2 さいたま市水道事業審議会条例
- 3 さいたま市水道事業審議会委員名簿
- 4 審議会における審議及び策定経過

「さいたま市水道事業長期構想・改訂版」の策定経過

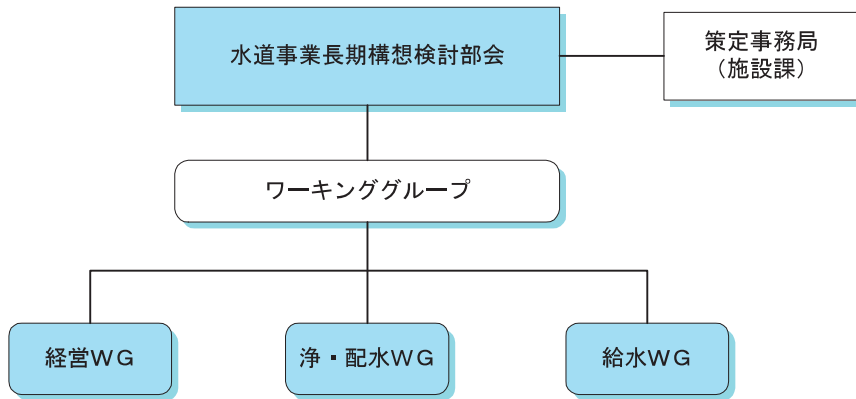
- 1 策定体制
- 2 さいたま市水道事業長期構想フォローアップ検討委員会設置要領
- 3 さいたま市水道事業長期構想フォローアップ検討委員会委員名簿
- 4 委員会における審議及び策定経過

「さいたま市水道事業長期構想」の策定経過

1 策定体制



■水道局内策定組織



2 さいたま市水道事業審議会条例

(設置)

第1条 さいたま市水道事業の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 市議会議員 7人以内
- (3) 水道の利用者 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

一部改正〔平成14年条例115号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第115号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

3 さいたま市水道事業審議会委員名簿

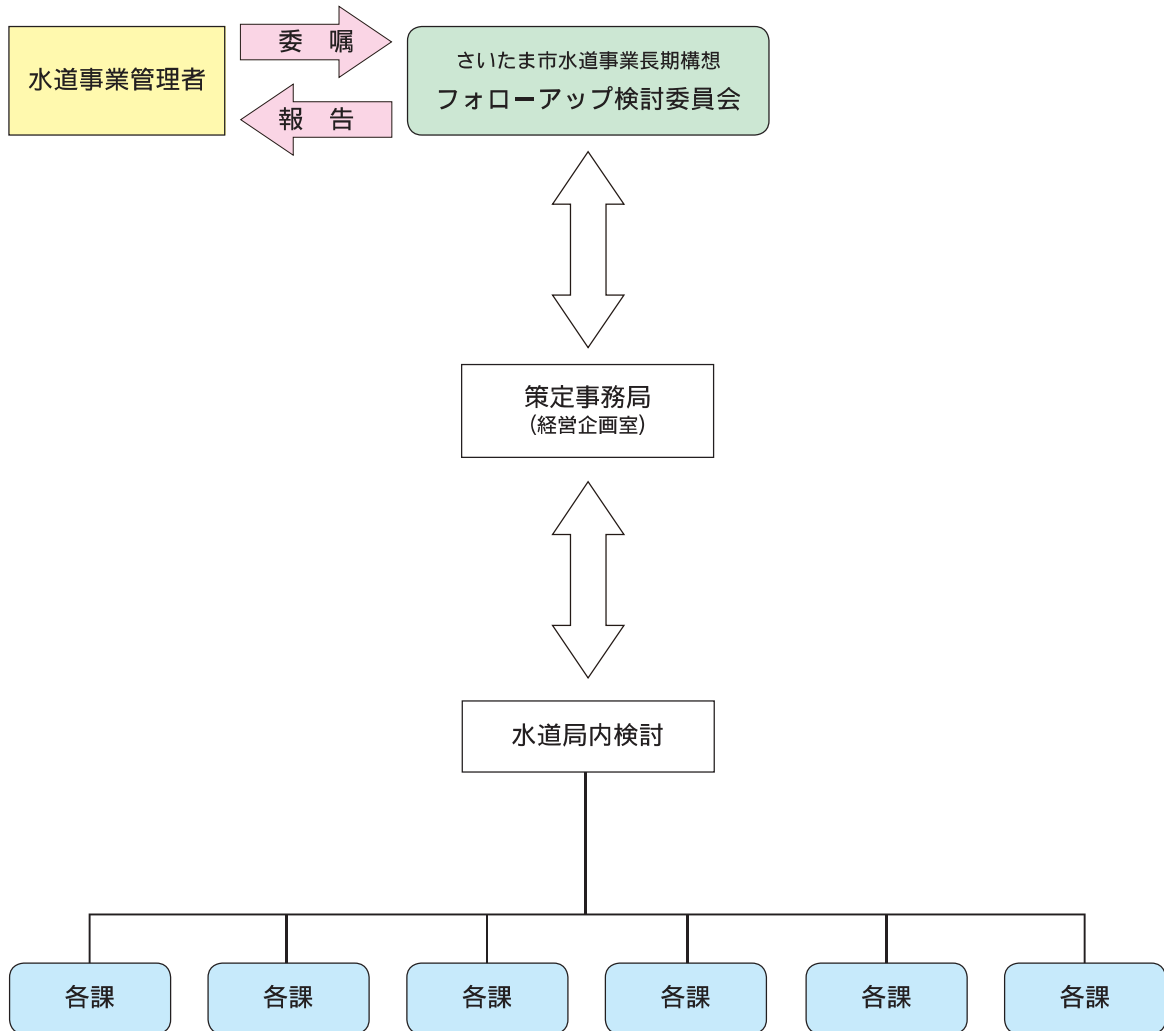
(委員五十音順、敬称略)

| | | |
|----------|---------|----------------|
| 会 長 | 石 井 晴 夫 | 作新学院大学地域発展学部教授 |
| 副 会 長 | 竹 田 千 藏 | さいたま商工会議所副会頭 |
| 委 員 | | |
| (学識経験者) | 赤 川 正 和 | 日本水道協会専務理事 |
| | 吉 田 建四郎 | 埼玉県企業局水道部長 |
| (市議会議員) | 我 妻 京 子 | 市議会議員 |
| | 岡 真智子 | 市議会議員 |
| | 神 崎 功 | 市議会議員 |
| | 添 野 心み子 | 市議会議員 |
| | 萩 原 章 弘 | 市議会議員 |
| | 日浦田 明 | 市議会議員 |
| | 武 笠 光 明 | 市議会議員 |
| (水道の使用者) | 石 井 宣 子 | 平成14年度水道モニター |
| | 大 庭 和 雄 | 公募委員 |
| | 原 口 正 | 公募委員 |
| | 原 田 順 子 | 平成14年度水道モニター |
| (前任者) | 輿 水 恵 一 | 市議会議員 |
| | 沢 田 力 | 市議会議員 |
| | 新 藤 信 夫 | 市議会議員 |
| | 高 木 真 理 | 市議会議員 |
| | 中 山 欽 哉 | 市議会議員 |
| | 松 本 敏 雄 | 市議会議員 |

4 審議会における審議及び策定経過

| | | |
|-----------|--------|---|
| 平成 15 年度 | | |
| 10月10日 | 第1回審議会 | 委嘱・諮問、水道事業の概要 |
| 11月28日 | 第2回審議会 | 長期構想の構成・位置づけ 水道事業の沿革 現状と課題 |
| 1月29日 | 第3回審議会 | 現状と課題 将来像と長期構想の基本的考え方 構想を実現するための施策 |
| 3月29日 | 第4回審議会 | 将来像と長期構想の基本的考え方 構想を実現するための施策 |
| 平成 16 年度 | | |
| 5月20日 | 第5回審議会 | 長期構想（素案） |
| 7月2日～8月2日 | | パブリック・コメント（意見募集）の実施 意見提出件数3件 意見項目数24件 修正項目数2件 |
| 8月24日 | 第6回審議会 | 素案に対する市民の意見の報告と対応 |
| 9月7日 | | 長期構想の答申 |
| 9月15日 | | 議会（建設水道常任委員会）に報告 |

「さいたま市水道事業長期構想・改訂版」の策定経過



2 さいたま市水道局水道事業長期構想フォローアップ検討委員会設置要領

(設置)

第1条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、さいたま市水道事業長期構想の進捗状況についてレビューを実施するため、さいたま市水道事業長期構想フォローアップ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、さいたま市水道事業長期構想の進捗状況についてレビューし、基本的な施策の方向性を維持しつつ、施策、方策の追加、見直しを検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者等を管理者が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には管理者が指名する委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報告)

第7条 委員長は、審議の結果を文書をもって管理者に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員会を終了した後においても、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、水道局経営企画室において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年2月27日から施行する。

3 さいたま市水道事業長期構想フォローアップ検討委員会委員名簿

(敬称略)

| | | |
|----------|-------|----------------------------|
| 委員長 | 石井晴夫 | 東洋大学経営学部教授 (元水道事業審議会委員) |
| 副委員長 | 吉田建四郎 | 日本ダクタイトイル協会顧問 (元水道事業審議会委員) |
| 委員 | | |
| (学識経験者) | 松明淳 | 日本水道協会調査部長 |
| (水道の利用者) | 石井宣子 | 市民代表 (元水道事業審議会委員) |
| | 原田順子 | 市民代表 (元水道事業審議会委員) |

4 改訂版の策定経過

| | | |
|-------------|--------|--------------------|
| 平成20年度 | | |
| 3月17日 | 第1回委員会 | 委嘱、概要、スケジュール |
| 平成21年度 | | |
| 5月8日 | 第2回委員会 | これまでの経緯と今後の課題 |
| 6月4日 | 第3回委員会 | 施策の見直し・追加 |
| 7月31日 | 第4回委員会 | 長期構想[改訂版](素案) |
| 8月3日～10月26日 | | 素案に対する意見の報告と対応 |
| 10月30日 | 第5回委員会 | 長期構想[改訂版](案)のとりまとめ |
| 10月30日 | | 長期構想[改訂版](案)の報告 |



長期構想フォローアップ検討委員会

水道事業管理者への報告
(左から、渡辺水道事業管理者、石井委員長)

さいたま市水道事業長期構想 [改訂版]

発行日 平成22年1月

企画・編集 さいたま市水道局 経営企画室

〒330-8532 さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目18番2号

TEL 048-832-1111 (代表)

URL <http://www.city.saitama.jp/suido.html>



さいたま市水道局

平成 22 年 (2010 年) 1 月